

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が**入札書面に必要**になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと**入札無効**となります（**追完不可**）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住 民 票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと**入札無効**となります（**追完不可**）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

長野地方裁判所松本支部 執行官室 Tel 0263-33-7837

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月21日

長野地方裁判所松本支部執行係

裁判所書記官 岡村 充朗

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月 5日 午前 9時00分から 令和 7年 9月12日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 9月17日 午前10時00分 長野地方裁判所松本支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年10月 1日 午前 9時30分 長野地方裁判所松本支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 9月19日 午前 9時00分から 令和 7年 9月19日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9, 270, 000 7, 416, 000	一括	1, 854, 000	90, 533	非課税
1	1, 580, 000				
2	7, 690, 000				
		</			



物 件 目 録

1 所 在 松本市梓川梓
地 番 3088番8
地 目 宅地
地 積 283.73平方メートル

所有者 A

2 所 在 松本市梓川梓3088番地8
家屋 番号 3088番8
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 59.60平方メートル
2階 44.43平方メートル

共有者 A 持分3分の2

共有者 B 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 28 日

長野地方裁判所松本支部執行係

裁判所書記官 岡村 充朗

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

買戻特約登記は、本執行手続では抹消しない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 松本市梓川梓

地 番 3 0 8 8 番 8

地 目 宅地

地 積 2 8 3 . 7 3 平方メートル

所有者 A

2 所 在 松本市梓川梓 3 0 8 8 番地 8

家屋 番号 3 0 8 8 番 8

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 9 . 6 0 平方メートル
2 階 4 4 . 4 3 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2

共有者 B 持分 3 分の 1

令和7年(ケ)第1号

回 答 書

令和 7 年 5 月 18 日

住 所 松本市丸の内3番7号

松本市土地開発公社

回答者 氏 名

理事長

電 話

- 1 平成24年2月3日付買戻権(買戻期間:平成24年2月3日から5年間)行使の有無

☐ 同買戻期間内に買戻権を行使した事実がある。

☒ 同買戻期間内に買戻権を行使した事実はない。

- 2 買戻権を行使した場合の訴訟係属の有無

☐ 買戻権について、現在訴訟が係属している。

係属裁判所: 裁判所 支部

事件番号: 年()第 号

☐ 買戻権について、現在訴訟は係属していない。

- 3 買戻権不行使の場合において、競売による本件不動産の買受人が買戻特約の登記の抹消登記手続を貴殿に対して請求した場合、当該請求に応ずる意向の有無。応ずる場合の条件等。

(1) 抹消登記手続に応ずるか否か。

☒ 抹消登記手続に応ずる。

☐ 抹消登記手続には応じない。

(2) 抹消登記手続に応ずる場合、その条件等

競売による本件不動産の買受人が買戻特約の登記の抹消に必要

な一切の費用(登録免許税等)を負担することを条件とします。

- 4 そのほか主張したいことがあれば別紙に記載して本回答書に添付してください。

(以 上)

【別紙】

平成24年2月3日付で松本市土地開発公社 理事長 [REDACTED] と A との間で締結した土地売買契約書第9条3項の規定に基づき、競売による本件不動産の買受人は、以下の事柄について遵守しなければなりません。

【以下土地売買契約書抜粋】 甲：松本市土地開発公社 理事長 [REDACTED] 乙： A

第9条 乙は、売買物件を次に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員を含む。）が使用する用途
 - (3) 旧オウム真理教及び同真理教に類似する団体並びに公序良俗又は公共の福祉に反すると思われる団体その他一般市民の権利を侵食する可能性がある団体（本号に言う「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる物一切を含む）が使用する用途
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- 2 乙は住宅用地として使用するものとする。
- 3 乙は、売買物件を第三者に売買、贈与その他所有権を譲渡するときは、前項各号に掲げる禁止用途を当該第三者に遵守させなければならない。

令和 7年(ケ)第 1 号
令和 7年 2月 25日受理
令和 7年 7月 8日提出

現況調査報告書

長野地方裁判所松本支部

執行官 合 津 英 樹 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 松本市梓川梓

地 番 3088番8

地 目 宅地

地 積 283.73平方メートル

所有者 A

2 所 在 松本市梓川梓3088番地8

家屋 番号 3088番8

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 59.60平方メートル
2階 44.43平方メートル

共有者 A 持分3分の2

共有者 B 持分3分の1

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (所有者の子)	1 本件所有者のA及びBは両親です。両親が調査に立ち会えませんが、私が調査に立ち会います。 2 本件建物には、私達親子と同居人の4人が住んでいます。同居人から家賃を貰っていることはありません。 3 本件建物は、オール電化住宅です。建物に不具合はありません。 4 本件土地と隣地との間に境界の争いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、別紙公図、地積測量図、建物図面（各階平面図）、配置概況図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び立入調査の結果から、占有者及び占有状況を2枚目記載のとおり認めた。

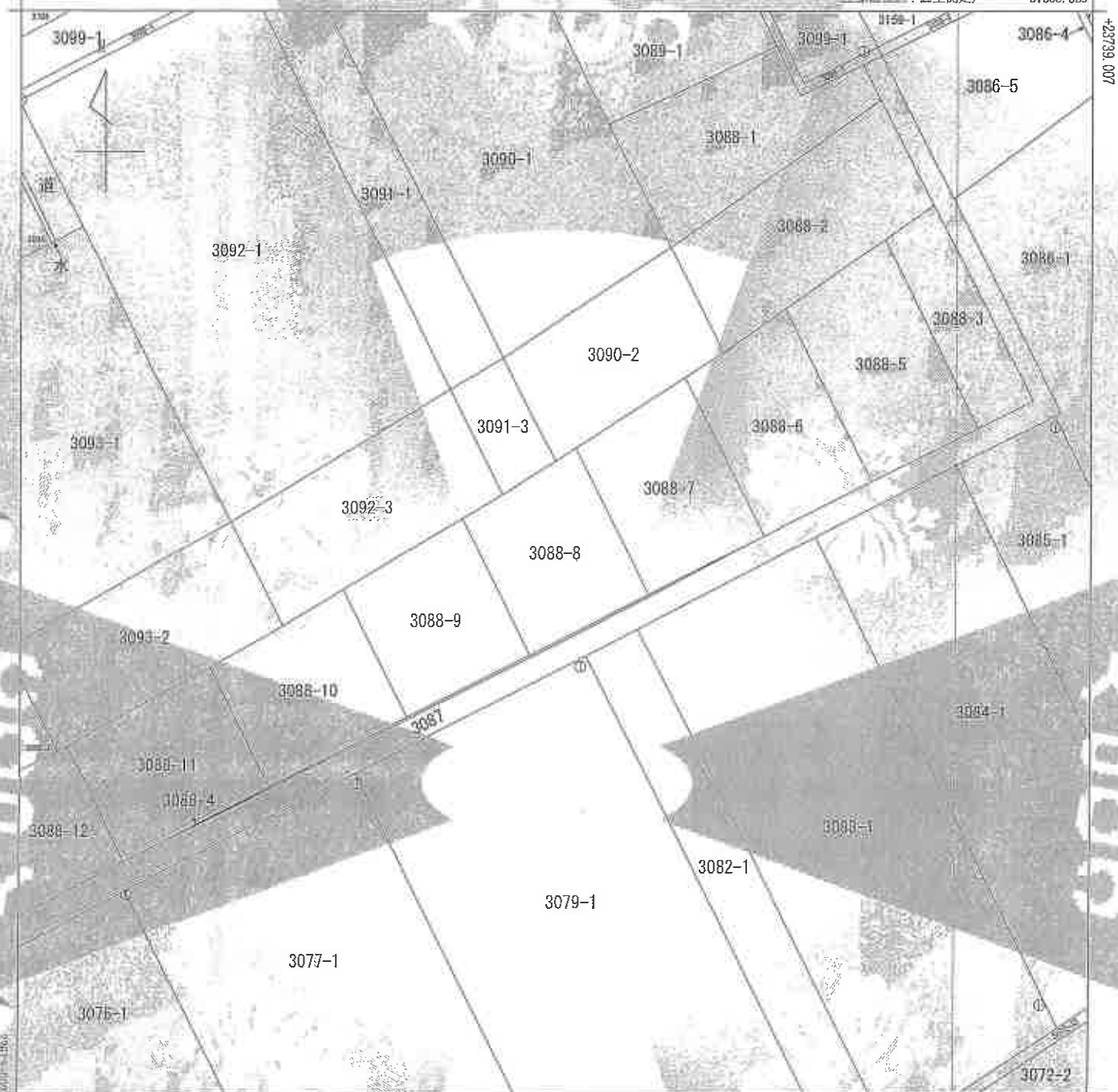
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 2月26日 (水)	執行官室	松本市役所に図面等申請
7年 2月27日 (木) 14:25-14:30	法務局	登記事項証明書等申請
7年 2月27日 (木) 15:30-15:38	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 全戸不在
7年 6月20日 (金)	執行官室	調査期日通知発送
7年 7月 1日 (火) 9:20- 9:50	物件所在地	現況調査、図面作成、写真撮影 Cから事情聴取 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(準確值檢別：圖上測定)

-57865.329



-57590, 3290 (標準值範圍: 國土測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ([symbol link=youuki2011.par](#))による修正がされて

趙雲區城記序

梓川標

用途 水田	所在地	松本市桂川村			地番	3088番8	
距離 方良	1:500	精度 区分	乙一	座標 番号 地区	Ⅷ	分類	地区(法第14条第1項)
作成 年月日					施行 年月日 (期限)	昭和47年8月25日	補正 事項

これは地図に記録されておく内容を証明した書面である。

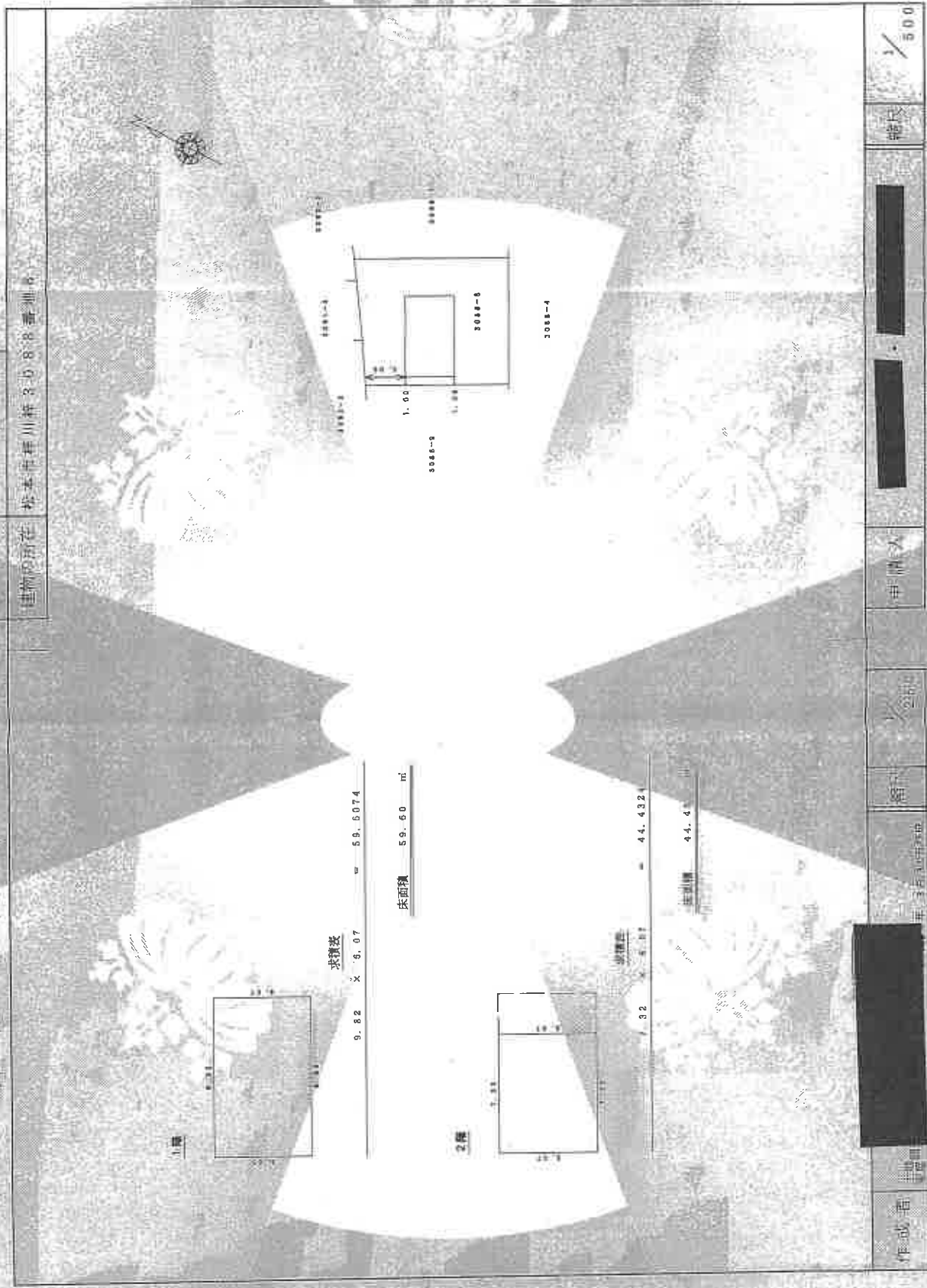
令和7年1月8日
長野地方裁判所松本支局
書記官

請求番号 : 51-1
(1/1)

(6) 数日

各階平面図 建築物図面

系京番号	3088番8
建築物所在地	松本市若川第3の8番地8

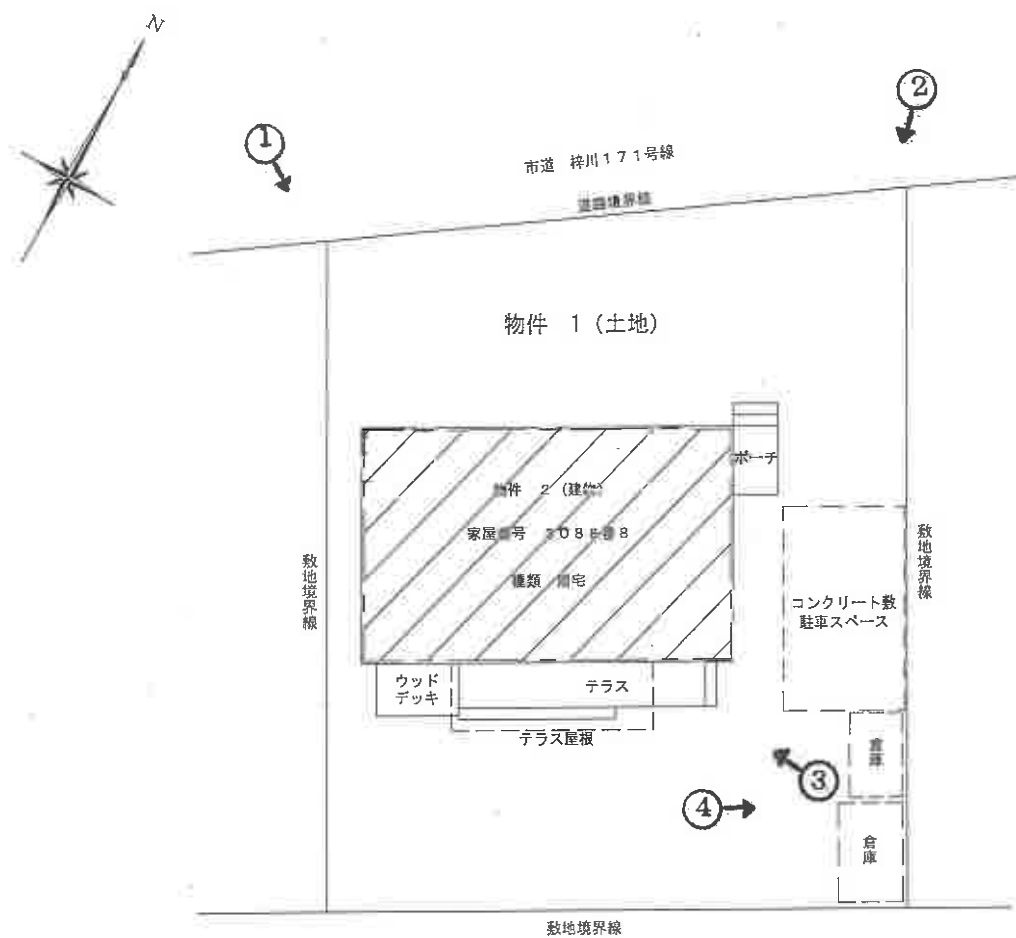


松野建築設計事務所

作成者	松野建築設計事務所	図面	縮尺	1/500
-----	-----------	----	----	-------

A3版をA4版に縮小

配置概況図



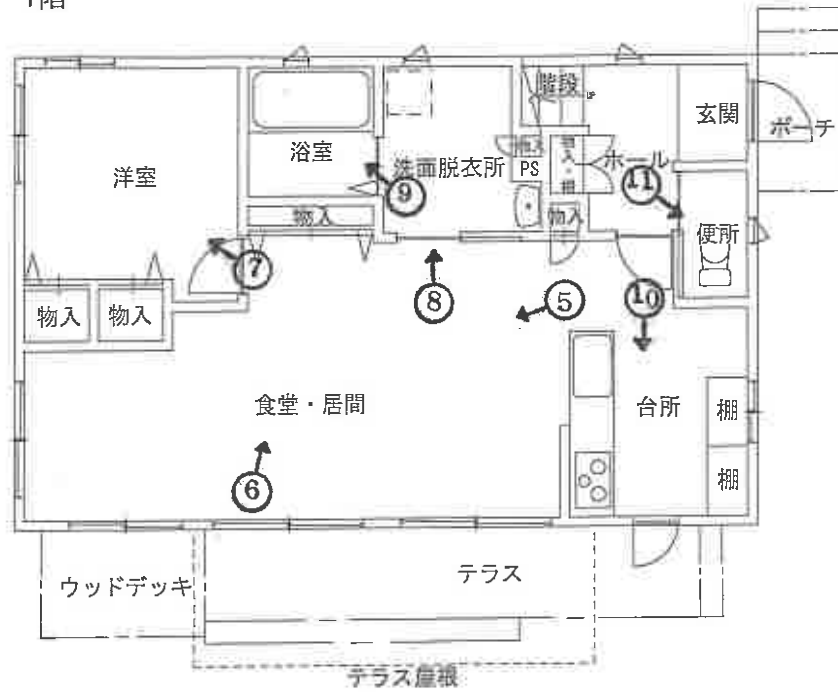
○ → 印は写真撮影位置方向番号を示す。

建物間取図

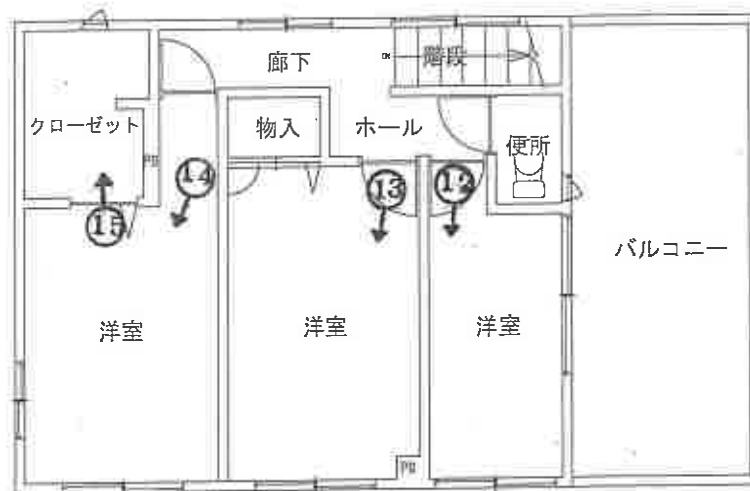
印は写真撮影位置方向番号を示す。



1階



2階



NO 1



NO 2



NO 3



(11 枚目)

NO 4



NO 5



NO 6



(12 枚目)

NO 7



NO 8



NO 9



(13 枚目)

NO 10



NO 11



NO 12



(14 枚目)

NO 13



NO 14



NO 15



(15 枚目)



令和 7 年 (ケ) 第 1 号
令和 7 年 7 月 1 日 現地調査
令和 7 年 7 月 1 4 日 評 価

長野地方裁判所 松本支部 御中

評 価 書

< 土地・建物用 >

評価人 不動産鑑定士

大日方 一成 ㊞

第1 評価額

一括価格	
金 9, 270, 000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1, 580, 000 円
物件2（建物）	金 7, 690, 000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 所有者	松本市梓川梓 3088番8 宅地 283.73平方メートル A	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	松本市梓川梓3088番地8 3088番8 居宅 軽量鉄骨造かわらぶき2階建 1階 59.60平方メートル 2階 44.43平方メートル 共有者A 持分3分の2 共有者B 持分3分の1	
番号	特記事項		
	ない		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	アルピコ交通上高地線「波田」駅の北方約1.6km（道路距離、以下同様）。 梓川小学校へ徒歩約39分（約2.8km） 梓川中学校へ徒歩約45分（約3.2km） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	農地が広がる中に市道に沿って戸建住宅が建ち並ぶ地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% 建築基準法第22条区域 松本市景観計画「田園風景景観区域（梓川地区）」 広告許可地域：第1種許可地域 浸水想定区域、0.5m未満 土砂災害警戒区域等の指定なし （松本デジタルまっぷより）
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	283.73㎡（登記数量） ほぼ長方形 間口約15.5m、奥行約17.6m 平坦 特になし
接面道路の状況	北西側 現況幅員約13.0m舗装市道（梓川171号線） 建築基準法第42条1項1号道路に該当 ほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし あり（受益者負担金清算済み）

特 記 事 項	・ 建築工事等に際して遺跡や文化財等が出土して調査が必要となった場合は、期間や費用等の損失が発生する可能性がある。しかしながら、調査方法は非常に個別性が強く、不確定要素も多いため、事前の査定は困難である。また、松本市遺跡地図によれば、評価対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれない。よって、埋蔵文化財については評価対象地の価格形成に影響がないものと判断した。 ・ 市街化調整区域であるが、「松本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例による区域」の指定を受けており、一戸建ての住宅や小規模な店舗・事務所等の一定の建物が建設可能である。 ・ 北端部に電柱が存する。 ・ 東側にスチール製物置が2個存する。大きさは、北側のものが約1.4m×約2.2m、南側のものが約1.7m×約2.6mである。 ・ 東側の約3.0m×約6.0mの範囲がコンクリート敷となっている。駐車スペースとして使用するために施工したとのことである。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成24年3月27日新築 約13年 約27年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建 窯業系サイディング ビニールクロス ビニールクロス フローリング、長尺塩ビシート貼 換気、便所（2カ所）、台所、浴室、太陽光発電システム 特になし
床面積（現況）	1階 59.60㎡ 2階 44.43㎡ 延 104.03㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 別添間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	共有者A及びBが家族と同居人と共に居住している。	
特 記 事 項	・建物の南側にはウッドデッキ及びテラスが存し、テラス上にはテラス屋根が存する。 ・大きさはそれぞれ、ウッドデッキ：約1.5m×約2.2m、テラス：約1.2m×6.6m、テラス屋根：約1.8m×約5.2m、である。 ・2階東側のバルコニーは2階東側洋室から出入りできるとのことであるが、2階東側洋室は調査時倉庫として使用されており出入りできず、バルコニーを直接確認できなかった。 ・太陽光発電システムが存する。出力等の詳細は不明。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,400	1.00	283.73	1.00	3,520,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格及び地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：特になし。

ウ 地 積：登記地積。

エ 建付減価：特になし。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	170,000	104.03	0.675	11,940,000

イ 現況延床面積：登記及び現地調査に基づく現況数量による。

ウ 現価率：経過年数約13年，経済的残存耐用年数約27年，観察減価率0%

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\ &= 27 \text{ 年} \div (13 \text{ 年} + 27 \text{ 年}) \times (1 - 0.00) \quad \div \quad 0.675\end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等 価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,520,000	法定地上権	0.25	880,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	3,520,000	－880,000	1.00	1.00	0.6	1,580,000
2	11,940,000	＋880,000	1.00	1.00	0.6	7,690,000
一 括 価 格 (合 計)						9,270,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：なし。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（松本－21）

所 在：松本市波田字巾下4235番5外
価 格：17,100円／㎡
位 置：洸東駅の北東方250m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：465㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：北5.0m市道
用 途 指 定 等：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：農家住宅、一般住宅が散在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

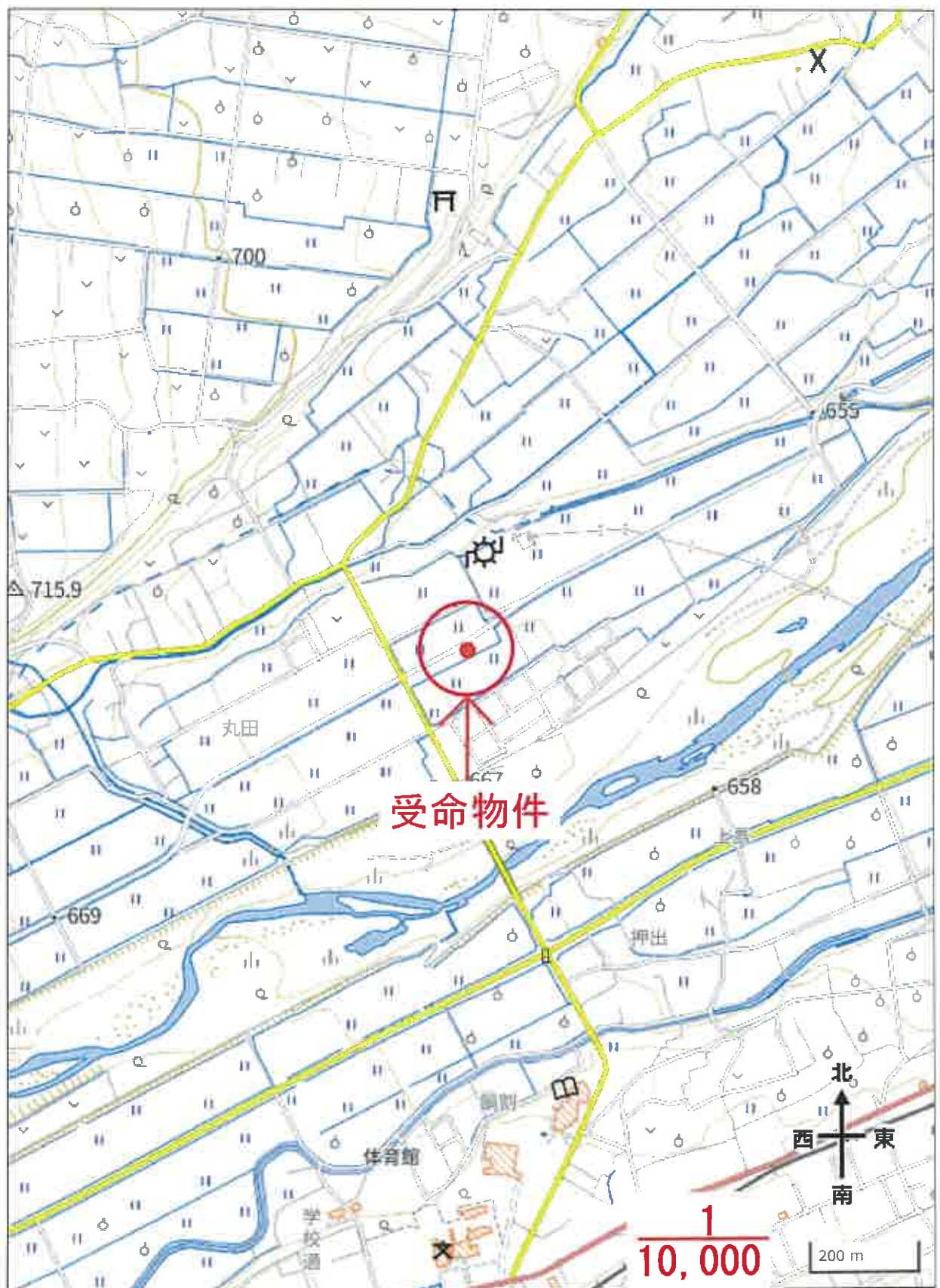
物件1 2,462,776円（8,680円／㎡）
物件2 5,935,123円

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図（国土地理院地図）
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 配置概況図・写真撮影方向図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 建物間取図
- 7 現況写真
- 8 仮名一覧表

以 上





地番 3088番8

登記年月日：平成16年6月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月8日 長野地方裁判所松本支部

登記官

請求番号：51-2

(1/12)

物件1

A3版をA4版に縮小

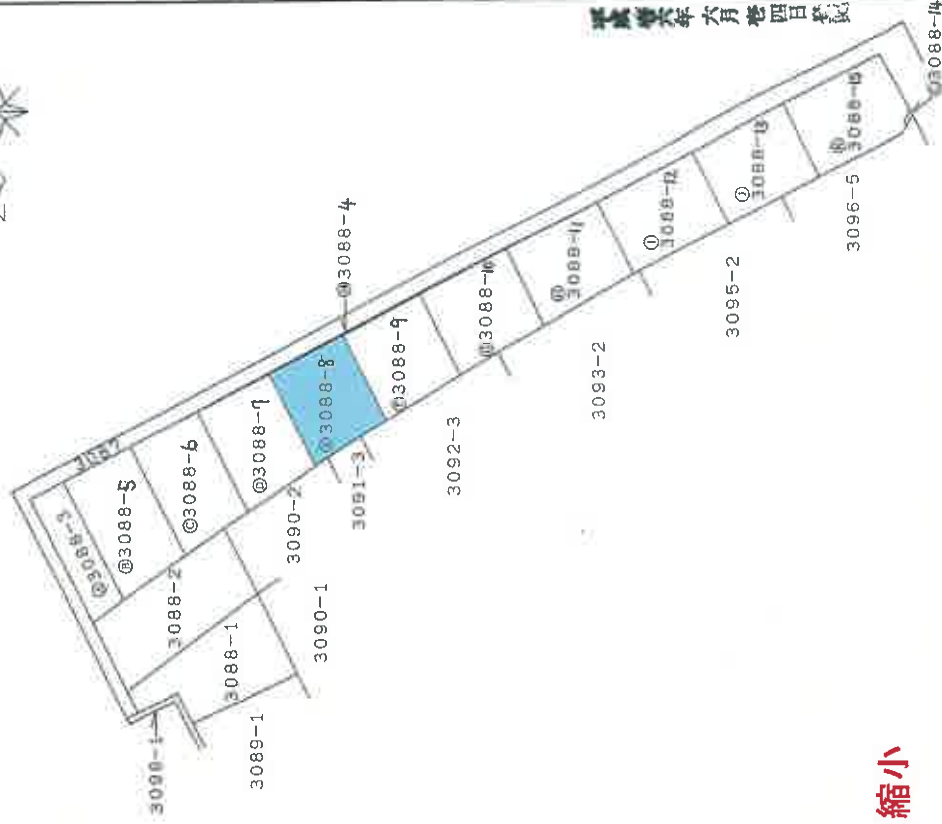
地番
3088-4-3
3088-15

土地の所在

信濃県松本市大字梓 松本市梓川梓

606306

全図



作製者

嘱託者

縮尺

1/1000

16.6.14 地積測量図 1/12

平成16年6月14日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月8日 長野地方方法務局松本支局

登記官

16.6.14
3088-8-3
6
12

地番
3088-8-3
土地の所在
南安曇郡梓川町大字梓
松本市

606311

物件1

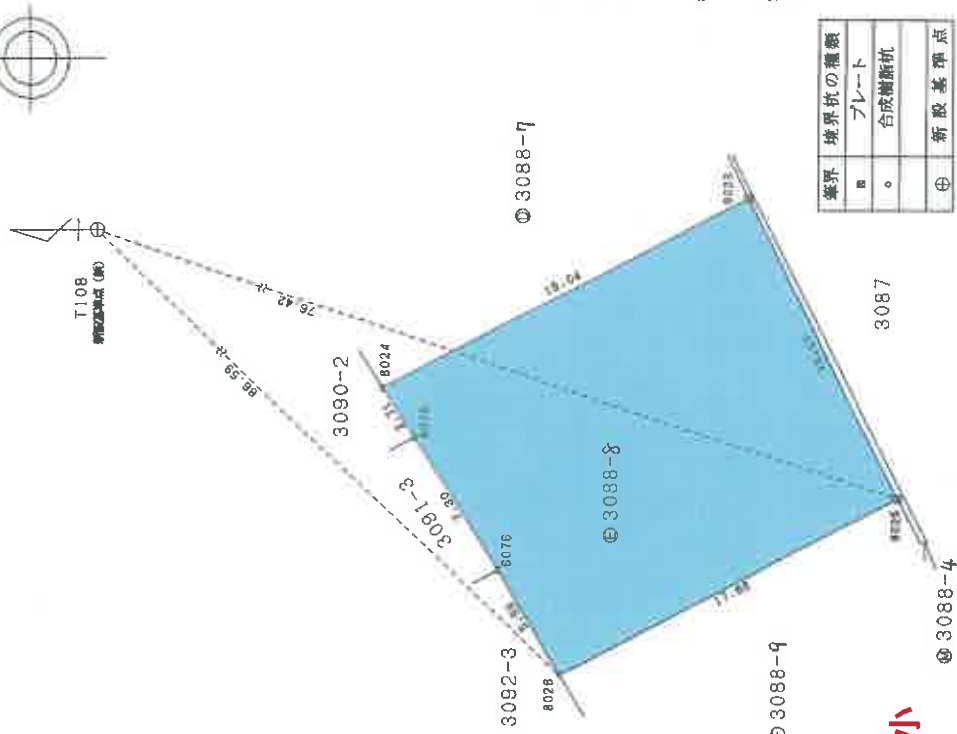
求積表

(世界測地系)

点番	X _n	Y _n	X _{n+1} -Y _n	Y _{n+1} -X _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _n -1)
8026	23679.792	-57938.984	3.167	74893.901264	
8025	23664.012	-57931.048	21.793	516708.813516	
8023	23670.981	-57917.191	6.299	136432.528319	
8024	23687.997	-57926.749	-10.832	-266568.383504	
6076	23686.611	-57928.023	-8.466	-200530.002126	
6076	23682.631	-57934.216	-10.961	-259685.318391	
合 計					-667.480922
面 積					283.7304610
地 積					283.73

地番	面 積
3088-8	283.7304610 m ²

平成16年6月4日登記



境界	境界杭の種類
■	プレート
○	合成樹脂杭
⊕	新設基準点

A3版をA4版に縮小

引張点名称	X	座 標	Y
T.108	23733.928	-57980.196	

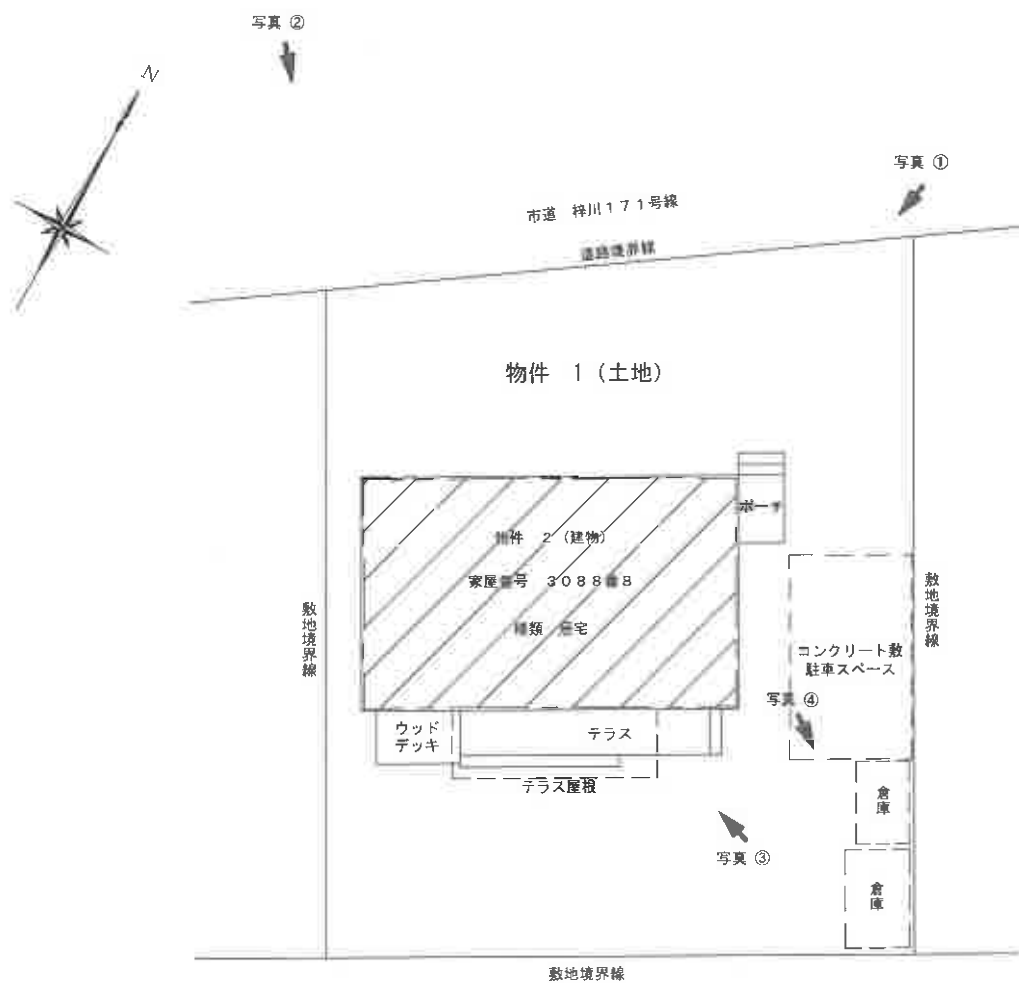
引張点	座 標	方 向 角
T.108	60.59	215°37'17"
T.108	76.42	203°48'38"

作製者

嘱託者

縮尺 1/250

配置概況図 1 : 200



令和7年1月8日 最野地方方法務局 松本支局

登記官

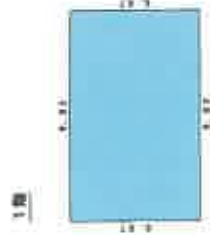
各 階 平 面 図

建 物 図 面

家屋番号 3088番8

建物の所在 松本市梓川梓3088番地8

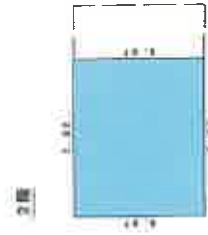
物件2



求積表

9.82 × 6.07 = 59.6074

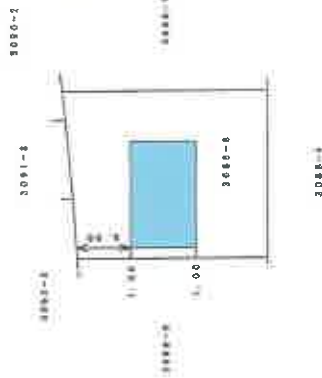
床面積 59.60 m²



求積表

7.32 × 6.07 = 44.4324

床面積 44.43 m²



A3版をA4版に縮小

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

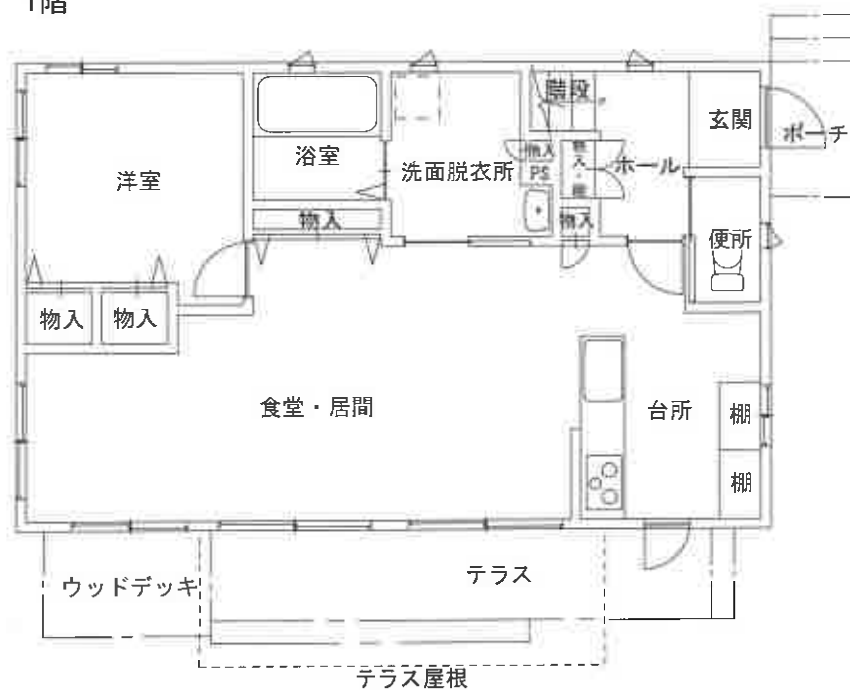
(最野県土地記録用紙)

建物間取図 1:100

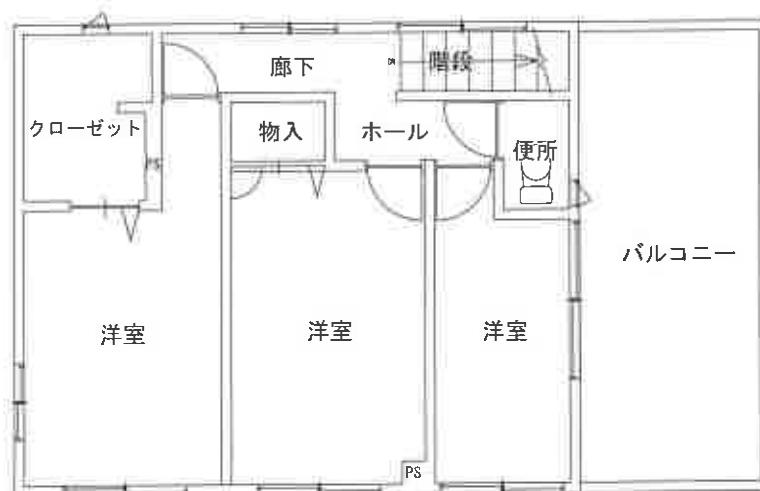
物件 2
 家屋番号 3088番8
 種類 居宅
 構造 軽量鉄骨造かわらぶき2階建
 床面積 1階 59.60㎡
 2階 44.43㎡



1階



2階



物件2(建物)

物件1(土地)



倉庫

駐車スペース

写真①

物件1(土地)

物件2(建物)



市道 梓川171号線

写真②



写真③



写真④